

2025年度 一宮市立千秋中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校の教育目標は、「知・徳・体の調和がとれた、自立にむけて努力できる生徒を育成する。」である。

〈めざす生徒像〉

- 命を尊び、自分も仲間も大切にできる生徒
- 自ら学び、自ら実践できる生徒
- 礼儀正しく、他に感謝できる生徒
- 千秋中生としての自覚と誇りをもち、あきらめないで最後までやりきる生徒

(めざす学校像)

- 生徒・保護者・地域にとって、安全で安心できる学校
- 生徒が「学校大好き」と感じる学校
- 心身ともに健康で、常に笑顔で協働できる教師が集う学校

いじめに対する指導の重点としては、以下のとおりである。

- ・自己の存在感を実感でき、「心の居場所」としての役割が果たせる学校をめざす。
- ・生徒一人一人が、自分の能力を最大限に発揮するという自己実現のチャンスを、各教科、行事、特別活動等の中で、できる限り多く与える。
- ・思いやりの心や正義感をはぐくみ、豊かな情操を養い、集団生活の規律や社会性を身につけさせるとともに、温かい人間関係の確立に努める。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめ防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進める。学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

○いじめの定義○

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

○文科省の考え方○

いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、いじめ等対策主任、不登校対策主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取組評価を行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートやQ-U、一日観察日、個人面談等（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校webサイト等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、被害者救済を第一とし、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応するまた、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 教師、保護者、地域の方が、生徒にとって重要な他者（大人）となるように、日頃から生徒理解に努め、意識的に声をかける。

イ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく自治的な学級づくりを進める。

- ・生活アンケートやQ-U、個人面談（教育相談）を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
- ・生徒情報共有に inputs し、いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握できるように努める。

ウ よく分かる授業を展開し、教師が生徒一人一人の取り組む姿勢や態度、習熟度を認めることによって、自己肯定感と充実感を味わわせる。

- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心（他者理解）の醸成を図る。
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- カ 生徒の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。（道徳やSTで担任の声かけなどで「いじめ」について考えさせる時間をつくる）
- キ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。
- イ 個人面談（教育相談）、Q-U、の定期的な実施（各学期1回以上）や、生活アンケート、一日観察日の実施（毎月第2金曜日）を通して、排除のないいじめや生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 過去にいじめ被害に合った生徒に対し、継続的な観察と支援を行う。
- エ 保護者や地域の方から情報を得るように努める。
- オ 生徒が相談しやすい環境を整える。
 - ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
 - ・相談箱等を設置し、生徒が担任以外の職員にも相談できるようにする。
 - ・県及び市のスクールカウンセラー、心の教室相談員の相談日を全家庭に紹介する。
 - ・電話相談窓口の一覧を全家庭に配付する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 関係生徒から話を聞き取り、事実を確認する。
- ウ 被害生徒を守り通す（被害者救済）という姿勢で対応する。
- エ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - ① 加害生徒が、自分の行為（事案）が被害生徒にとっていじめであると認知できるように指導する。
 - ② 加害生徒の自己反省を促し、今後の適切な言動を指導する。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめの申し出や、いじめが心配される事案があった場合、いじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめ防止についてははたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えて対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- ・調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

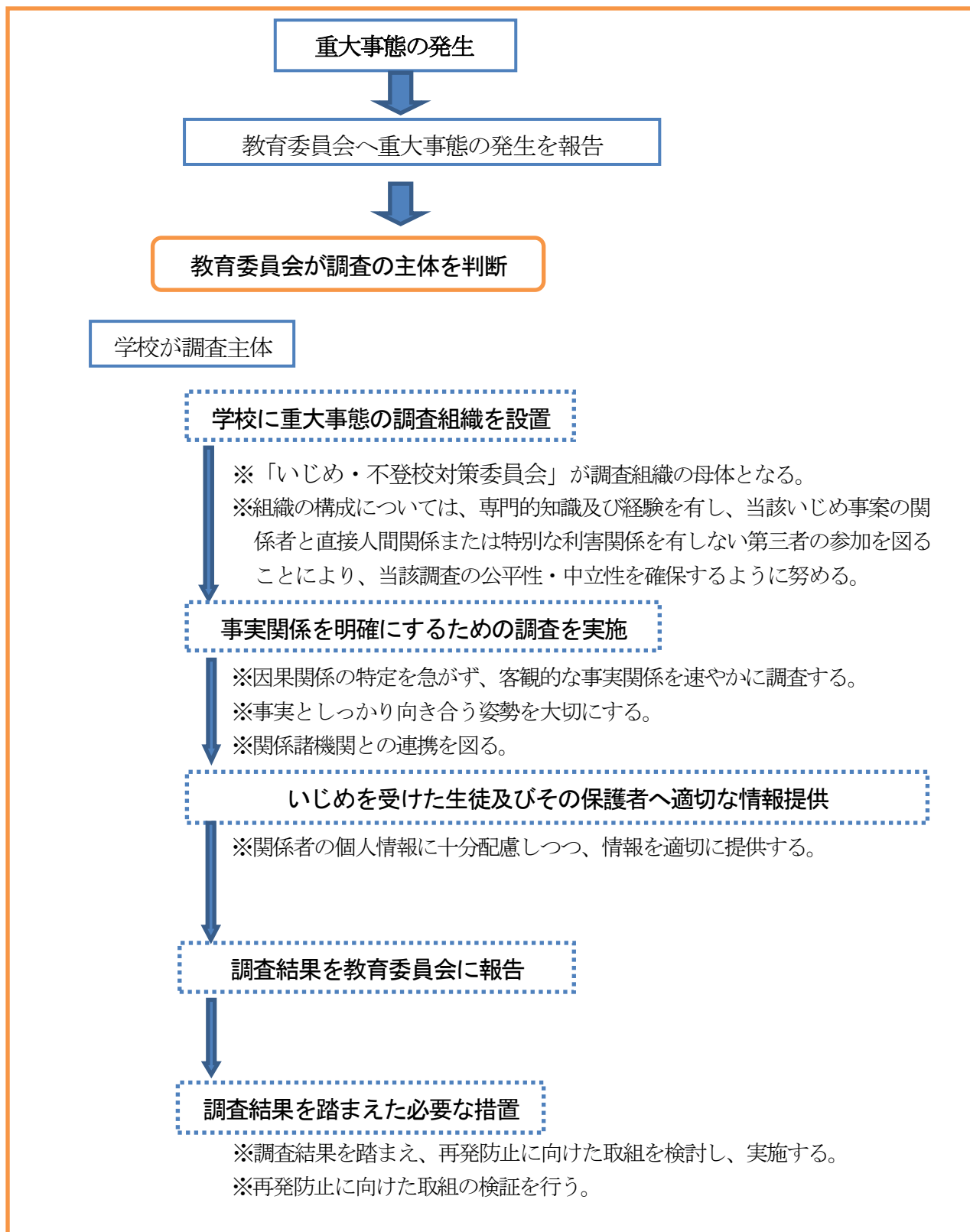
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、生徒理解やいじめ未然防止や対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校 web サイトに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



＜一宮市立千秋中学校 いじめ防止取組の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○いじめ追放宣言書作り(1・2年)	○「生活アンケート(いじめアンケート)」	
5月			○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○「生活アンケート」	
6月			○いじめ追放宣言書作り(3年)	○「生活アンケート」 ○教育相談週間	
7月			○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○第1回Q-Uの実施	○「生活アンケート」 ○保護者会
8月			○中間評価→検証	○第1回Q-U結果の分析、情報交換	○「生活アンケート」
9月				○「生活アンケート」	
10月			○福祉実践教室(1年)	○「生活アンケート」	○学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開
11月			○第2回Q-Uの実施 ○情報モラル指導(ネットモラル)	○「生活アンケート」 ○教育相談週間	
12月			○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間(講話・標語作成) ○赤い羽根募金活動 ○生徒のいじめ撲滅に向けた主体的な活動 ○第2回Q-U結果の分析、情報交換 ○いじめ防止教室(全校)	○「生活アンケート」 ○保護者会 ○保護者による学校評価アンケート
1月				○「生活アンケート」	
2月			○自己評価 ○評価を基に学校運営協議会で「基本方針」の見直し	○「生活アンケート」 ○教育相談週間	○学校運営協議会で「取組評価」「自己評価」を分析する。
3月			○三年生を送る会	○「生活アンケート」(1・2年実施)	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる・できる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○スクールライフノート ○「生活アンケート」 ○あいさつ運動(月に1回)	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。